

令和6年2月14日提出

閱覽用

令和6年2月市議会定例会

議 案

議案第9号～議案第30号

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第9号	令和6年度島田市一般会計予算	別冊
議案第10号	令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第11号	令和6年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第12号	令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第13号	令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第14号	令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第15号	令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和6年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和6年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第18号	令和6年度島田市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第19号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第20号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第21号	島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について	10
議案第22号	島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第23号	島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第24号	島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	15
議案第25号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	16
議案第26号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	18
議案第27号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	21
議案第28号	※本案は撤回となりました。	24
議案第29号	島田市・川根町まちづくり計画の変更について	27
議案第30号	島田市・金谷町新市建設計画の変更について	38

条 例 そ の 他

議案第19号

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項から第3項までの規定中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第20条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条の2 給与条例第17条の4の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者及び1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支

給について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	181,800
2	163,200	183,200
3	164,400	184,600
4	165,500	186,000
5	166,600	187,300
6	167,700	189,600
7	168,800	191,800
8	169,900	194,000
9	170,900	196,200
10	172,300	197,900
11	173,600	199,400
12	174,900	200,900
13	176,100	202,400
14	177,600	203,800
15	179,100	205,200
16	180,700	206,600
17	181,800	208,000
18	183,200	209,700
19	184,600	211,400
20	186,000	212,900
21	187,300	214,400
22	189,600	216,200
23	191,800	217,900
24	194,000	219,600
25	196,200	221,100
26	197,900	222,600
27	199,400	224,100
28	200,900	225,600
29	202,400	226,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900
2	267,200	349,600	409,600
3	269,600	352,400	412,100
4	272,000	355,300	414,700
5	274,100	357,800	417,100
6	277,600	360,800	419,100
7	281,100	363,800	420,900
8	284,500	366,600	422,800
9	288,100	368,700	424,600
10	291,600	371,200	427,300
11	295,200	373,900	429,800
12	298,700	376,400	432,200
13	302,200	379,100	434,400
14	306,100	382,500	436,900
15	310,000	385,500	438,900
16	313,600	388,800	441,000
17	317,200	391,800	443,000
18	320,700	394,400	445,200
19	324,200	396,800	447,400
20	327,700	399,300	449,500
21	331,300	401,900	450,900
22	335,000	403,900	453,300
23	338,400	405,500	455,600
24	341,700	407,100	457,800
25	345,000	408,800	459,800

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100
2	168,600	204,400	237,400
3	170,000	205,900	238,700
4	171,400	207,300	239,900
5	172,700	208,800	241,100

6	174,500	210,000	242,300
7	176,200	211,200	243,400
8	177,800	212,400	244,500
9	179,400	213,800	245,400
10	181,100	215,300	246,500
11	182,700	216,800	247,800
12	184,600	218,300	248,900
13	186,000	219,700	250,200
14	187,800	221,200	251,400
15	189,800	222,700	252,600
16	191,600	224,200	253,800
17	193,500	225,500	254,600
18	194,700	226,800	255,800
19	196,200	228,200	256,900
20	197,600	229,500	258,000
21	198,800	230,600	259,200
22	200,300	231,700	260,000
23	201,700	232,800	260,800
24	203,000	233,900	261,600
25	204,600	235,000	262,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100

14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中90の項を92の項とし、89の項を91の項とし、同表88の項の次に次のように加える。

89	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定申請手数料				1件につき15,000円
90	介護保険法第115条の31において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料				1件につき8,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用する。

議案第21号

島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例

(島田市印鑑条例の一部改正)

第1条 島田市印鑑条例（平成17年島田市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」を削り、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続された」を「市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有する」に、「必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の」を「より印鑑登録証明書の交付を申請し、その」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「と印鑑登録証」の次に「（第2項の規定により印鑑登録証の添付を要しない場合（同項第1号の規定に該当する場合に限るにあつては、個人番号カード）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら申請した場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添付した場合
- (2) 島田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年島田市条例第32号）第3条第1項に規定する方法により申請した場合

(島田市手数料条例の一部改正)

第2条 島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表9の項中「平成14年法律第153号」の次に「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。以下同じ。）」の次に「又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）」を加え、「民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続された」を「市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有する」に改め、「に必要な事項を入力すること」を削り、同表16の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、「に必要な事項を入力すること」を削り、同表23の項中「第10条第3項及び第4項」を「第10条第4項及び第5項」に改め、「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、「に必要な事項を入力すること」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年島田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「島田市中心部5番の1」を「島田市中心部1番の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について

島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例

島田市災害見舞に関する条例（平成17年島田市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、災害」の次に「により被害」を、「遺族」の次に「（以下「被災者等」という。）」を加える。

第4条第1項第1号中「又は家財」を削り、「全焼、全壊」を「全焼し、全壊し、」に、「5万円」を「10万円」に改め、同項第2号中「又は家財」及び「する等著しく損傷」を削り、「3万円」を「5万円」に改める。

第5条を次のように改める。

（見舞金等を交付する遺族）

第5条 見舞金等を交付する第3条に規定する遺族の範囲及び順位については、島田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年島田市条例第80号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「弔慰金」とあるのは「見舞金等」と、「支給」とあるのは「交付」と読み替えるものとする。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（交付の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金等の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合
- (2) 島田市災害弔慰金の支給等に関する条例第2章に規定する災害弔慰金又は同条例第3章に規定する災害障害見舞金の支給を受ける場合
- (3) 災害による被害が被災者等又は当該被害を受けた世帯の世帯員の故意又は重大な過失によるものである場合

（届出等）

第7条 被災者等は、市長が別に定める日までに、災害による被害の状況を市長に届け出るものとする。ただし、市長が消防署長による火災等の調査により災害による被害の状況を確認した場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は同項ただし書の規定により災害による被害の状況を確認したときは、速やかに交付の要否を審査し、被災者等に

見舞金等を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第1項、第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害による被害に対する災害見舞金又は弔慰金から適用し、同日前に生じた災害による被害に対する災害見舞金又は弔慰金については、なお従前の例による。

議案第24号

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

島田市子ども・子育て会議条例（平成25年島田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関する事。

第3条中「15人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（島田市青少年問題協議会条例の廃止）
- 2 島田市青少年問題協議会条例（平成17年島田市条例第158号）は、廃止する。

議案第25号

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29,760円」を「27,300円」に改め、同項第2号中「41,664円」を「38,100円」に改め、同項第3号中「44,640円」を「41,400円」に改め、同項第4号中「53,568円」を「54,000円」に改め、同項第5号中「59,520円」を「60,000円」に改め、同項第6号中「65,472円」を「66,000円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「77,376円」を「78,000円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「89,280円」を「90,000円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「101,184円」を「102,000円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「104,160円」を「105,000円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「107,136円」を「126,000円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 114,000円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,856円」を「17,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,856円」を「17,100円」に、「26,784円」を「26,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,856円」を「17,100円」に、「41,664円」を「41,100円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島田市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成
30年島田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事
業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援セン
ターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支
援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を
いう。以下この項及び第16条第28号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業
所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の
利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同
条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保
険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立され
た法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サー
ビス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等
のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における
第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とす
る。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、
利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及
び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サー
ビス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得な
なければならない。

第7条中第8項を第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第
5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第

8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第16条第1項第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同項第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第1項第19号の2中「ならない」の次に「こと」を加える。

第16条第1項第28号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

議案第27号

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年島田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第1項第30号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第4号中「第28条第2項の」の次に「規定による」を加え、同項第5号中「第29条第2項の」の次に「規定による」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 第33条第1項第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第1項第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第33条第1項第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（イのただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条第1項に次の1号を加える。

(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

※本案は撤回となりました。

※本案は撤回となりました。

議案第29号

島田市・川根町まちづくり計画の変更について

島田市・川根町まちづくり計画を次のとおり変更する。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

変更後	変更前
<p>1. 序論</p> <p>(2) 計画作成の方針</p> <p>③計画の期間</p> <p>まちづくり計画の期間は、平成20年度から<u>令和5年度</u>までの16年間とします。</p> <p>なお、<u>令和2年度に実施設計に着手した市役所新庁舎整備事業は令和6年度、令和5年度に実施設計に着手した埋蔵文化財施設整備事業については令和7年度の完了を予定しています。このため、財政計画の期間については、平成20年度から令和7年度までとします。</u></p> <p>具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより必要に応じて見直しを行うものとします。</p>	<p>3 ページ</p> <p>1. 序論</p> <p>(2) 計画作成の方針</p> <p>③計画の期間</p> <p>まちづくり計画の期間は、平成20年度から<u>平成35年度</u>までの16年間とします。</p> <p>なお、具体的施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより必要に応じて見直しを行うものとします。</p>
<p>3. 主要指標の見通し</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>新市の総人口は、<u>平成27年の国勢調査結果から推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、合併15年後の2023年（令和5年）には、約9万3千5百人になると予測され、2005年（平成17年）に比べて約10%減になると思われます。</u></p> <p>さらに、少子高齢化の傾向も進んでいくと予測されます。</p> <p>このように、人口減少傾向ではありますが、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、転入人口の増加や定住人口の確保を図った施策を展開し、<u>合併15年後においても予測より約5百人多い約9万4千人を維持した賑わいあるまちづくりに取り組みます。</u></p>	<p>10ページ</p> <p>3. 主要指標の見通し</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>新市の総人口は、<u>平成22年の国勢調査結果から推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、合併15年後の2023年（平成35年）には、約9万2千～9万3千人になると予測され、2005年（平成17年）に比べて約10%減になると思われます。</u></p> <p>さらに、少子高齢化の傾向も進んでいくと予測されます。</p> <p>このように、人口減少傾向ではありますが、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、転入人口の増加や定住人口の確保を図った施策を展開し、<u>合併15年後においても予測より約1千人多い約9万3千人～9万4千人を維持した賑わいあるまちづくりに取り組みます。</u></p>

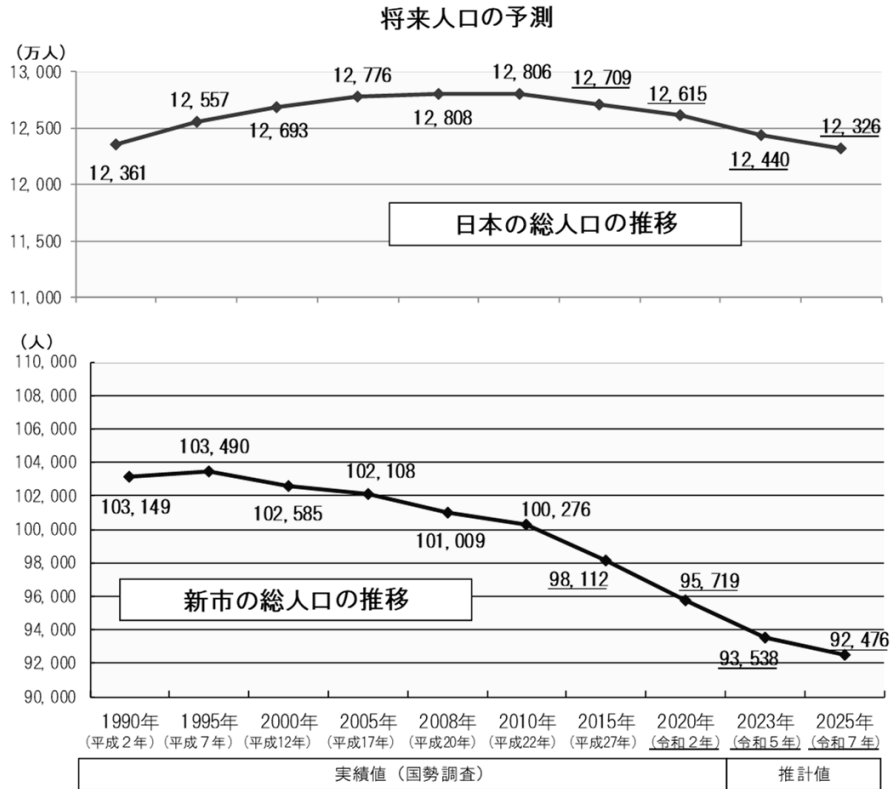
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 将来人口の予測グラフ 別図1 変更後</p>	<p>10ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 将来人口の予測グラフ 別図1 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 年齢3区分別人口割合グラフ 別図2 変更後</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 年齢3区分別人口割合グラフ 別図2 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方： 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 年齢3区分別人口については、<u>2020年までは国勢調査実績値とし、2023年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年3月改訂)の目標値と整合を図った。</u></p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方： 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 年齢3区分別人口については、<u>2015年までは国勢調査実績値とし、2020年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月策定)の目標値と整合を図った。</u></p>
<p>5. 新市の主要施策 (2) 4) ・市民病院(現総合医療センター)は、大井川流域の中核的医療機関として、機能の一層の充実を図ります。また、高度専門医療充実のため、医療施設の整備や医療従事者の確保に努めます。</p>	<p>31ページ 5. 新市の主要施策 (2) 4) ・市民病院は、大井川流域の中核的医療機関として、機能の一層の充実を図ります。また、高度専門医療充実のため、医療施設の整備や医療従事者の確保に努めます。</p>
<p>5. 新市の主要施策 (2) 5) ・歴史資源に関する調査等を進めるとともに、その適切な保全・公開等に向けた取り組みを進めます。<u>なお、令和5年度に実施設計に着手した埋蔵文化財施設整備事業については、令和7年度の完了を予定しています。</u></p>	<p>32ページ 5. 新市の主要施策 (2) 5) ・歴史資源に関する調査等を進めるとともに、その適切な保全・公開等に向けた取り組みを進めます。</p>

<p>7. 公共施設の適正配置と整備</p> <p>公共的施設の適正配置と整備は、利便性、安全性など十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。</p> <p>特に、庁舎を含めた公共施設の更新等に当たっては、公共施設マネジメントの取り組みの中で、既存施設の有効活用や広域的な相互利用を検討するほか、事業効果、管理方法などを踏まえ、住民からの意見を得るなど総合的な判断のもとで、均衡ある発展と住民福祉に最大限配慮した整備に努めます。</p> <p><u>なお、令和2年度に実施設計に着手した市役所新庁舎整備事業については、令和6年度の完了を予定しています。</u></p>	<p>40ページ</p> <p>7. 公共施設の適正配置と整備</p> <p>公共的施設の適正配置と整備は、利便性、安全性など十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。</p> <p>特に、庁舎を含めた公共施設の更新等に当たっては、公共施設マネジメントの取り組みの中で、既存施設の有効活用や広域的な相互利用を検討するほか、事業効果、管理方法などを踏まえ、住民からの意見を得るなど総合的な判断のもとで、均衡ある発展と住民福祉に最大限配慮した整備に努めます。</p>
<p>8. 財政計画</p> <p>(1) 前提条件</p> <p>財政計画は、合併後<u>18年間</u>（平成20年度から<u>令和7年度</u>）におけるまちづくりを進めるために、普通会計の歳入及び歳出を項目ごとに推計し、その計画を示すものです。</p> <p>この財政計画は、平成20年度から<u>令和4年度</u>までは実績値（決算額）とし、<u>令和5年度</u>以降については、<u>令和4年度</u>の決算数値等を基礎としてこれまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて策定しました。</p>	<p>41ページ</p> <p>8. 財政計画</p> <p>(1) 前提条件</p> <p>財政計画は、合併後<u>16年間</u>（平成20年度から<u>平成35年度</u>）におけるまちづくりを進めるために、普通会計の歳入及び歳出を項目ごとに推計し、その計画を示すものです。</p> <p>この財政計画は、平成20年度から<u>平成29年度</u>までは実績値（決算額）とし、<u>平成30年度</u>以降については、<u>平成28年度</u>の決算数値等を基礎としてこれまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて策定しました。</p>
<p>8. 財政計画表</p> <p>(2) 財政計画</p> <p>歳入表</p> <p>別図3 変更後</p>	<p>43ページ</p> <p>8. 財政計画表</p> <p>(2) 財政計画</p> <p>歳入表</p> <p>別図3 変更前</p>
<p>8. 財政計画表</p> <p>(2) 財政計画</p> <p>歳出表</p> <p>別図4 変更後</p>	<p>44ページ</p> <p>8. 財政計画表</p> <p>(2) 財政計画</p> <p>歳出表</p> <p>別図4 変更前</p>

<p>用語解説等 削除</p>	<p>46ページ 用語解説等 TMO 【Town Management Organization】 中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。市町村の基本計画にのっとり、中小小売商業高度化事業構想を策定する。それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。</p>
<p>用語解説等 削除</p>	<p>47ページ 用語解説等 マスタープラン 基本的な方針、基本計画のことをいう。</p>

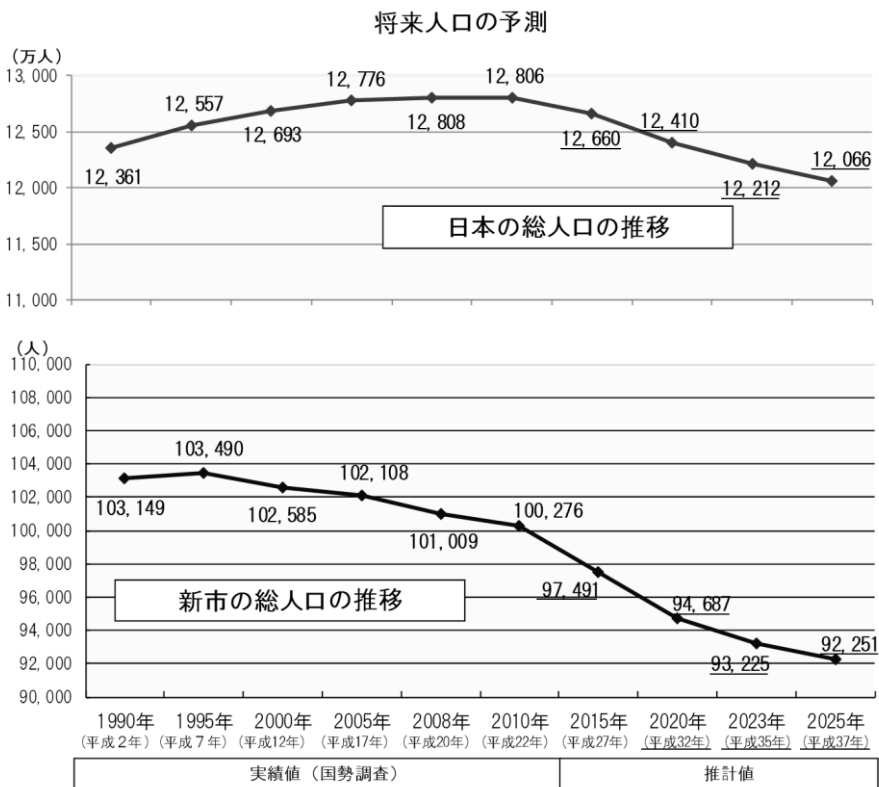
別図 1

変更後



・令和2年までの数値は、国勢調査実施時はその実績値とし、中間年である平成20年は、平成17年と平成22年の直線補完により算出している。
 ・令和5年以降の数値については、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

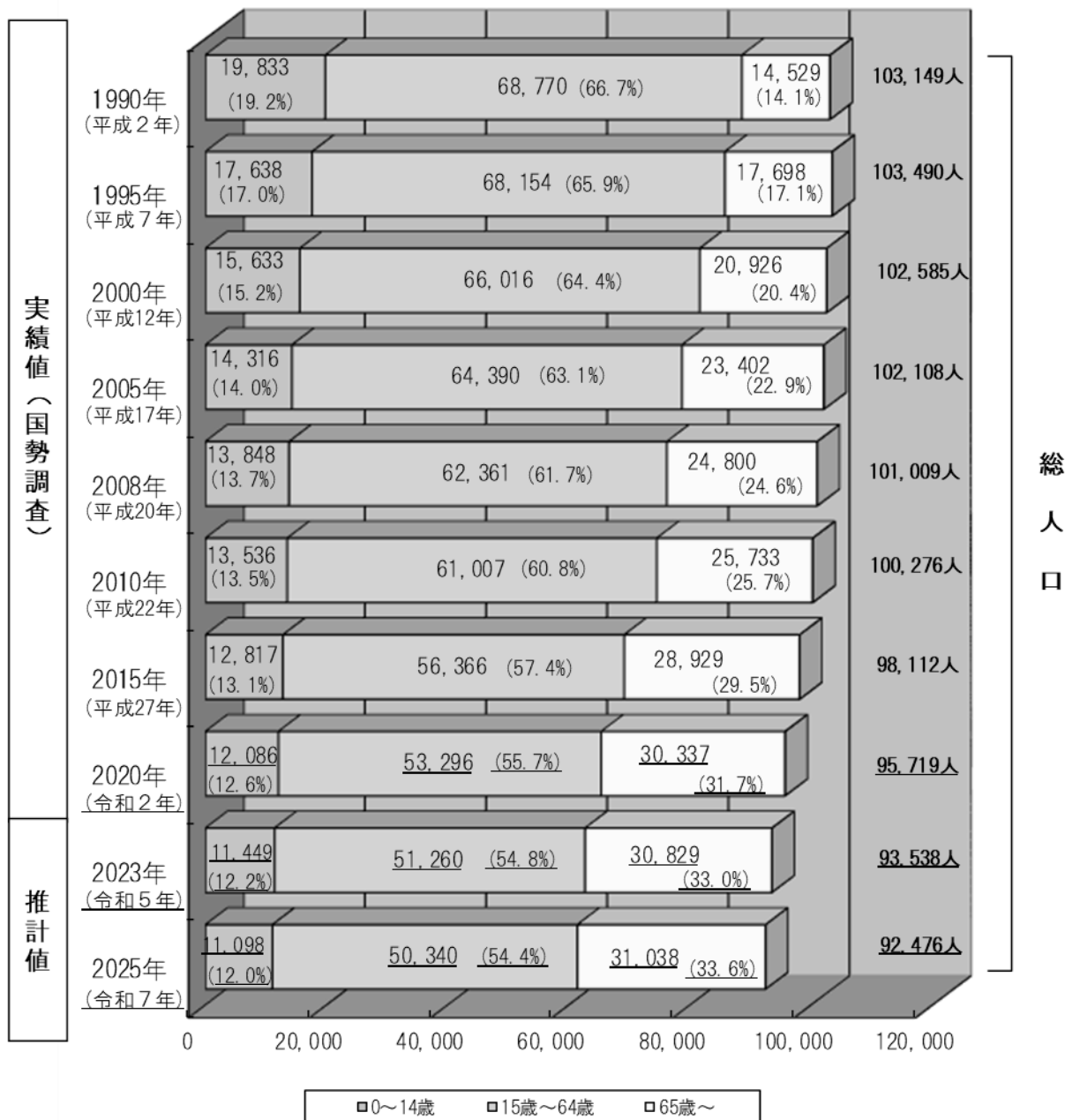
変更前



・平成22年までの数値は、国勢調査実施時はその実績値とし、中間年である平成20年は、平成17年と平成22年の直線補完により算出している。
 ・平成23年以降の数値については、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

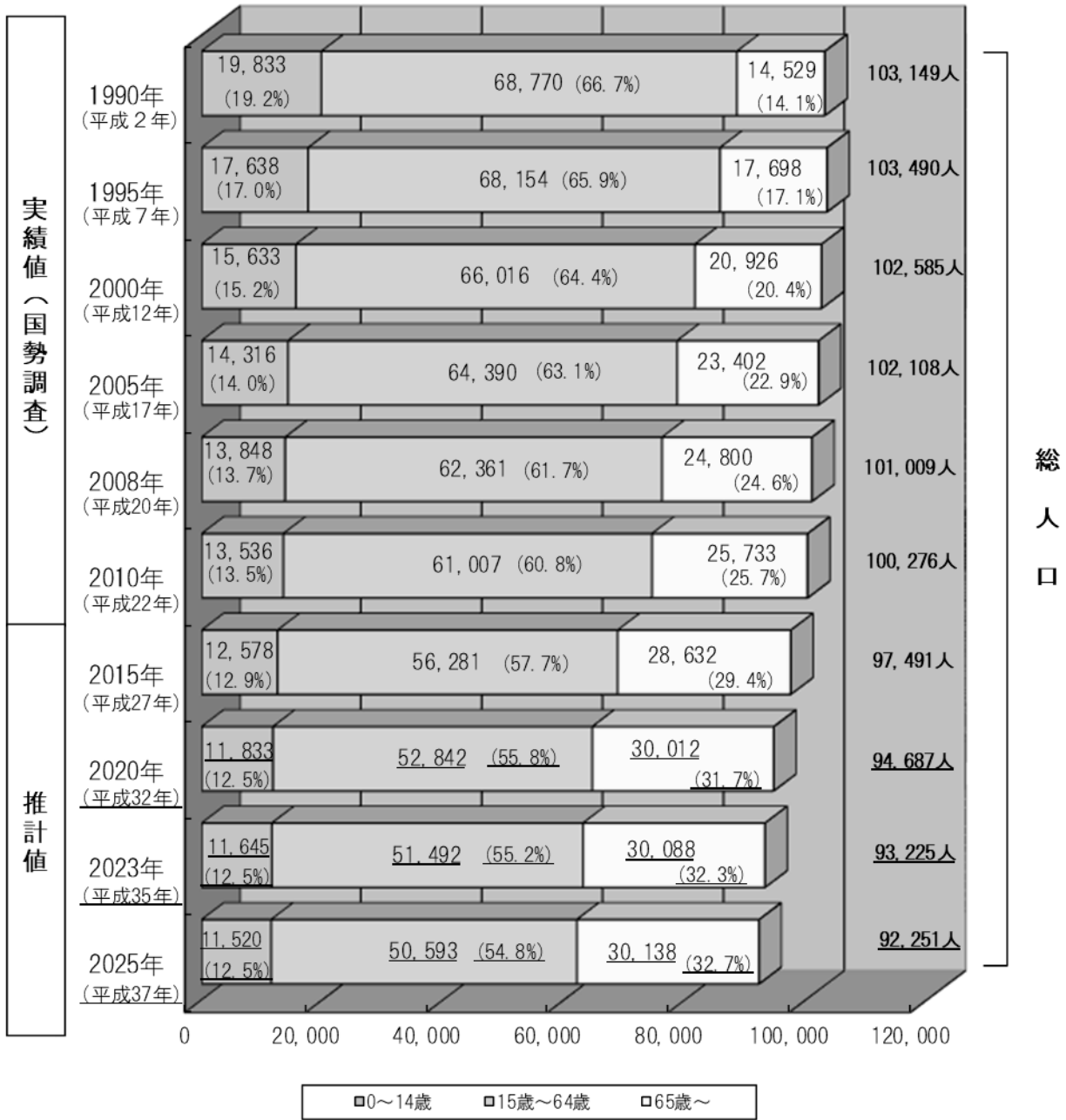
別図 2

変更後



* 1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。
 * 2023年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標値と整合を図った。

変更前



* 1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。
 * 2010年以降は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン目標値と整合を図った。

別図 3

変更後

1 歳入

(単位：百万円)

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
地方税	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,673	14,815	14,721	14,326	14,653	14,386	14,386	14,386	261,584
地方譲与税	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	352	373	390	401	408	349	349	349	6,680
利子割交付金等交付金	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,252	2,198	2,539	3,082	2,981	2,484	2,484	2,484	36,986
地方交付税	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,543	5,851	5,680	6,746	7,035	4,501	4,501	4,501	101,988
分担金及び負担金	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	984	863	728	756	771	1,012	1,012	1,012	18,969
使用料及び手数料	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	445	436	403	395	394	453	453	453	9,020
国庫支出金	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	4,328	5,429	17,827	8,624	7,907	5,227	5,311	5,397	102,540
県支出金	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	3,236	3,017	3,225	3,051	2,915	2,727	2,756	2,786	48,887
繰入金	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,384	1,891	2,889	1,289	1,837	2,155	1,186	620	19,848
地方債	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	2,976	4,547	7,927	3,980	5,690	3,404	2,900	2,900	69,871
諸収入・その他	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,185	2,372	2,034	1,856	3,034	2,035	2,035	2,035	43,833
歳入合計	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,358	41,792	58,363	44,506	47,625	38,733	37,373	36,923	720,206

変更前

1 歳入

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
地方税	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,448	14,561	14,548	14,301	14,354	14,386	231,836
地方譲与税	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	349	349	349	349	349	349	5,803
利子割交付金等交付金	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,088	2,236	2,484	2,484	2,484	2,484	30,742
地方交付税	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,311	4,892	4,467	4,565	4,526	4,501	85,892
分担金及び負担金	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	17,903
使用料及び手数料	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	453	453	453	453	453	453	8,306
国庫支出金	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	5,070	5,128	5,082	5,148	5,145	5,227	73,290
県支出金	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	2,677	2,700	2,678	2,700	2,698	2,727	41,354
繰入金	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,430	1,704	1,769	1,707	2,254	2,155	17,616
地方債	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	3,892	5,901	7,290	3,848	6,358	3,404	66,240
諸収入・その他	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,039	2,066	2,044	2,035	2,035	2,035	38,501
歳入合計	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	617,483

別図4
変更後

2 歳出

(単位：百万円)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
人件費	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,023	5,308	5,473	5,699	5,718	5,512	5,512	5,512	108,358
扶助費	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	7,612	8,010	8,284	10,227	8,568	8,604	8,782	8,963	125,994
公債費	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,622	4,314	4,257	4,418	4,711	4,659	4,528	81,040
物件費	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,861	7,267	8,350	8,326	8,932	6,708	6,708	6,708	115,462
維持補修費	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	157	154	141	133	121	290	244	244	3,649
補助費等	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,388	2,615	13,364	3,274	3,696	2,819	2,860	2,860	62,437
繰出金	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,252	4,460	3,923	3,948	4,027	3,808	3,808	3,808	68,258
投資・出資・貸付金	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	623	874	3,989	1,066	1,306	753	800	800	14,342
積立金	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	779	951	864	1,113	1,028	0	0	0	15,293
普通建設事業費	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	4,438	6,388	8,586	4,476	8,123	5,528	4,000	3,500	100,584
歳出合計	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	36,811	40,649	57,288	42,519	45,937	38,733	37,373	36,923	695,417

※平成20年4月1日榛原郡川根町と合併

変更前

2 歳出

(単位：百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
人件費	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,129	5,313	5,572	5,461	5,634	5,512	97,222
扶助費	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	8,255	8,366	8,292	8,436	8,430	8,604	107,327
公債費	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,636	4,440	4,383	4,672	4,711	72,373
物件費	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,957	7,132	6,773	6,712	6,700	6,708	96,584
維持補修費	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	227	218	243	262	205	290	3,610
補助費等	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,446	2,571	2,850	2,870	2,901	2,819	45,018
繰出金	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,289	4,350	3,676	3,719	3,763	3,808	59,829
投資・出資・貸付金	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	913	1,409	4,074	787	881	753	12,948
積立金	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	400	0	0	0	0	0	10,958
普通建設事業費	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	5,475	7,007	6,256	5,972	8,482	5,528	94,265
歳出合計	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	600,134

※平成20年4月1日榛原郡川根町と合併

島田市・金谷町新市建設計画の変更について

島田市・金谷町新市建設計画を次のとおり変更する。

令和6年2月14日提出

島田市長 染谷絹代

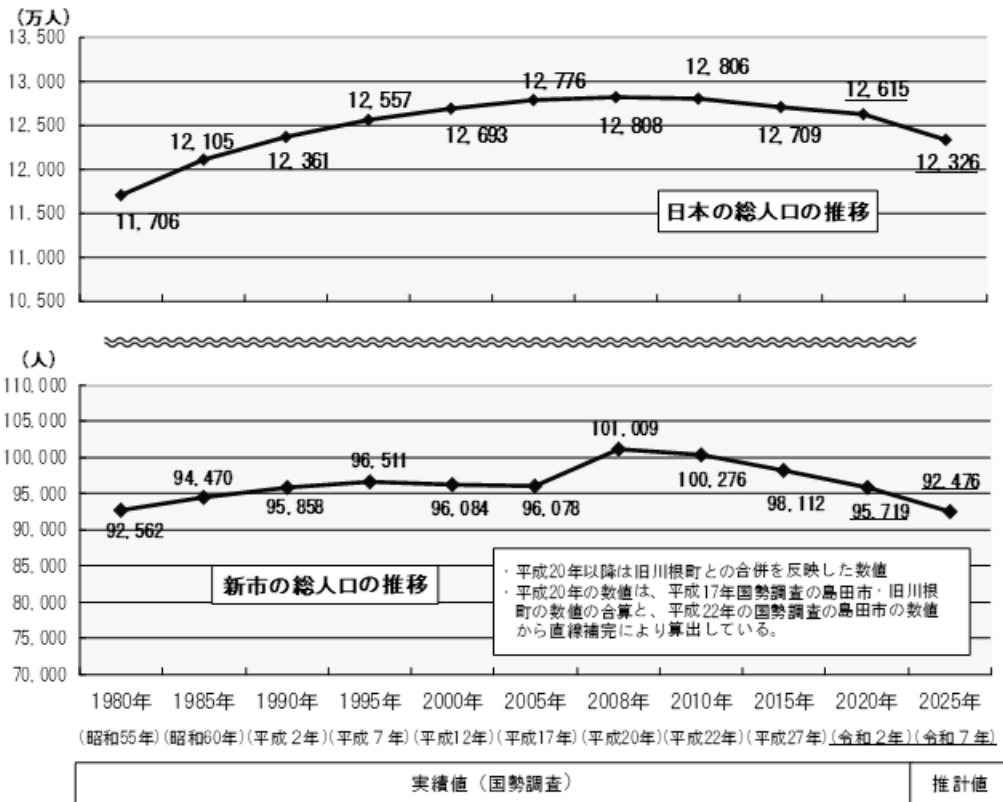
変更後	変更前
<p>1. 序論</p> <p>(2) 計画作成の方針</p> <p>③計画の期間</p> <p>新市建設計画の期間は、平成17年度から<u>令和7年度</u>までとします。</p>	<p>3ページ</p> <p>1. 序論</p> <p>(2) 計画作成の方針</p> <p>③計画の期間</p> <p>新市建設計画の期間は、平成17年度から<u>平成37年度</u>までとします。</p>
<p>3. 主要指標の見通し</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>日本の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には<u>1億2,709万人</u>に減少し、2050年には2008年に比べて約<u>18%減の1億469万人</u>と予測されています。</p> <p>ところで、島田市の総人口は、<u>平成27年の国勢調査結果</u>を参考に推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、合併20年後の2025年（<u>令和7年</u>）には、<u>92,476人</u>になると予測されます。また、年齢3区分別人口の割合は、合併20年後の2025年（<u>令和7年</u>）において、年少人口（0～14歳）<u>12.0%</u>、生産年齢人口（15～64歳）<u>54.4%</u>、高齢者人口（65歳～）<u>33.6%</u>と予測されます。2000年（平成12年）と比較すると、年少人口が<u>3.3ポイント減</u>、高齢者人口が<u>13.7ポイント増</u>となり、少子高齢化の傾向が進んでいくと予測されます。特に高齢化の傾向は顕著となります。主要な労働力、納税者である生産年齢人口は<u>10.4ポイント減少</u>すると予測されます。</p>	<p>10ページ</p> <p>3. 主要指標の見通し</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>日本の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークにして減少に転じ、2015年（平成27年）には<u>1億2,660万人</u>に減少し、2050年には2008年に比べて約<u>24%減の9,708万人</u>と予測されています。</p> <p>ところで、島田市の総人口は、<u>平成22年の国勢調査結果</u>を参考に推計すると、このままこれまでと同様に推移したとすれば、合併20年後の2025年（<u>平成37年</u>）には、<u>90,638人</u>になると予測され、<u>平成20年4月1日の旧川根町との合併による人口を加えても9万人程度になる見込み</u>です。また、年齢3区分別人口の割合は、合併20年後の2025年（<u>平成37年</u>）において、年少人口（0～14歳）<u>11.4%</u>、生産年齢人口（15～64歳）<u>55.3%</u>、高齢者人口（65歳～）<u>33.3%</u>と予測されます。2000年（平成12年）と比較すると、年少人口が<u>3.9ポイント減</u>、高齢者人口が<u>13.4ポイント増</u>となり、少子高齢化の傾向が進んでいくと予測されます。特に高齢化の傾向は顕著となります。主要な労働力、納税者である生産年齢人口は<u>9.5ポイント減</u></p>

<p>しかし、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、これらを活用したまちづくりによって定住人口の増加を図っていくことも新市が取り組むべき重要な課題であり、施策として取り込んでいく必要があります。こうしたことから、新市における人口については、合併20年後においても予測より約<u>500人</u>多い、約<u>93,000人</u>を目標としてまちづくりに取り組みます。</p>	<p>少すると予測されます。</p> <p>しかし、新市においては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジや富士山静岡空港の開設が予定されており、新市の魅力や潜在力が高まることから、これらを活用したまちづくりによって定住人口の増加を図っていくことも新市が取り組むべき重要な課題であり、施策として取り込んでいく必要があります。こうしたことから、新市における人口については、合併20年後においても予測より約<u>1,400人</u>多い、約<u>92,000人</u>を目標としてまちづくりに取り組みます。</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 将来人口の予測グラフ 別図1 変更後</p>	<p>10ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 将来人口の予測グラフ 別図1 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 男女計年齢3区分別人口割合グラフ 別図2 変更後</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 男女計年齢3区分別人口割合グラフ 別図2 変更前</p>
<p>3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 男女計年齢3区分別人口については、<u>2020年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2025年</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂）の目標値と整合を図った。なお、2008年の値は、国勢調査実績値間の構成割合の増減を参考に算出し、「島田市・川根町まちづくり計画」に掲載する数値と整合を図った。</p>	<p>11ページ 3. 主要指標の見通し (1) 人口の推移 予測の考え方 総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による推計値を採用している。 コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。 男女計年齢3区分別人口については、<u>2015年</u>までは国勢調査実績値とし、<u>2020年以降</u>は、島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）の目標値と整合を図った。なお、2008年の値は、国勢調査実績値間の構成割合の増減を参考に算出し、「島田市・川根町まちづくり計画」に掲載する数値と整合を図った。</p>

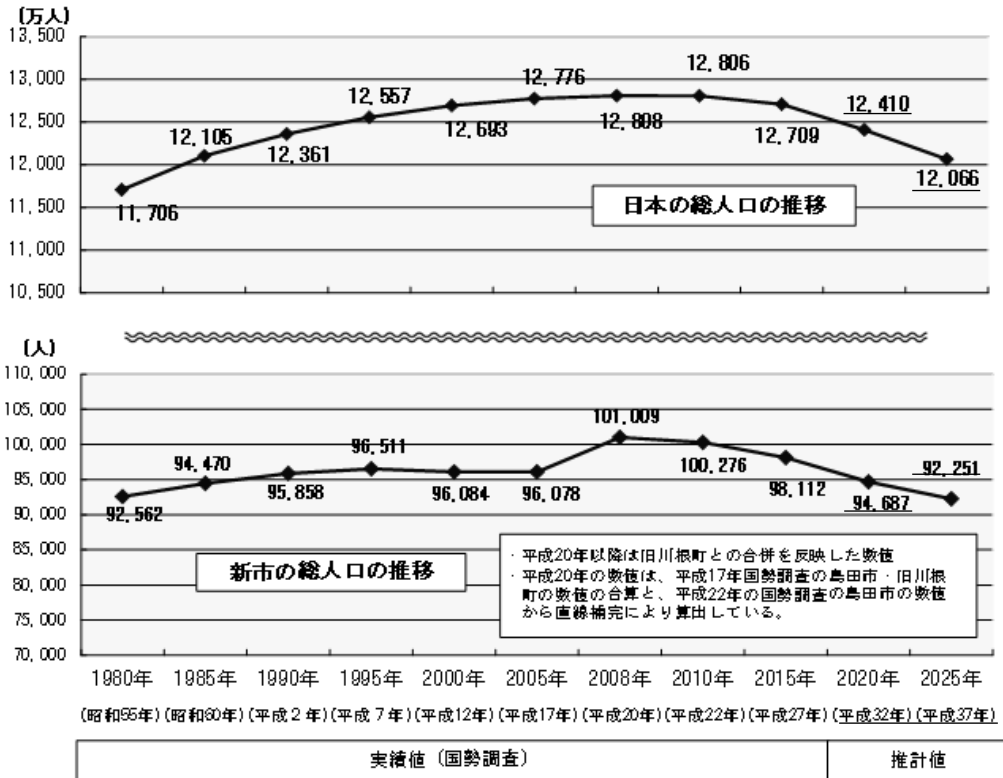
<p>5. 新市の主要施策 (2) 4)</p> <p>・市民病院(現総合医療センター)は、大井川流域の中核的医療機関として、機能の一層の充実を図ります。また、高度専門医療充実のため、医療施設の整備や医療従事者の確保に努めます。</p>	<p>31ページ</p> <p>5. 新市の主要施策 (2) 4)</p> <p>・市民病院は、大井川流域の中核的医療機関として、機能の一層の充実を図ります。また、高度専門医療充実のため、医療施設の整備や医療従事者の確保に努めます。</p>
<p>8. 財政計画 (1) 前提条件</p> <p>合併後のまちづくりの歩みを確実に進めるため、普通会計の歳入及び歳出の項目ごと、過去の実績や現在の社会経済情勢をもとに推計した平成17年度から令和7年度までの財政計画を作成しました。</p> <p>歳入においては、現行の地方財政制度や税制改革に留意するとともに、合併特例債など地方債を効果的に活用すること、また、歳出においては、まちづくりのための普通建設事業費などの確保や少子高齢化の進展に伴う経費の増加、組織や職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の圧縮など、合併による歳出の削減効果を見込んで推計しています。</p> <p>平成17年度から令和4年度までは実績値(決算額)に修正し、令和5年度以降については、第2次島田市総合計画後期基本計画との整合を図りながら、これまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて財政計画を策定しています。</p> <p>なお、平成20年度以降については、旧川根町との合併後の数値を反映しています。</p>	<p>41ページ</p> <p>8. 財政計画 (1) 前提条件</p> <p>合併後のまちづくりの歩みを確実に進めるため、普通会計の歳入及び歳出の項目ごと、過去の実績や現在の社会経済情勢をもとに推計した平成17年度から平成37年度までの財政計画を作成しました。</p> <p>歳入においては、現行の地方財政制度や税制改革に留意するとともに、合併特例債など地方債を効果的に活用すること、また、歳出においては、まちづくりのための普通建設事業費などの確保や少子高齢化の進展に伴う経費の増加、組織や職員数の見直しによる人件費の削減、事務の効率化による物件費の圧縮など、合併による歳出の削減効果を見込んで推計しています。</p> <p>平成17年度から平成29年度までは実績値(決算額)に修正し、平成30年度以降については、第2次島田市総合計画前期基本計画との整合を図りながら、これまでの実績や中長期的な財政見通しを踏まえて財政計画を策定しています。</p> <p>なお、平成20年度以降については、旧川根町との合併後の数値を反映しています。</p>
<p>8. 財政計画表 (2) 財政計画 歳入表 別図3 変更後</p>	<p>43ページ</p> <p>8. 財政計画表 (2) 財政計画 歳入表 別図3 変更前</p>
<p>8. 財政計画表 (2) 財政計画 歳出表 別図4 変更後</p>	<p>44ページ</p> <p>8. 財政計画表 (2) 財政計画 歳出表 別図4 変更前</p>

別図 1

変更後

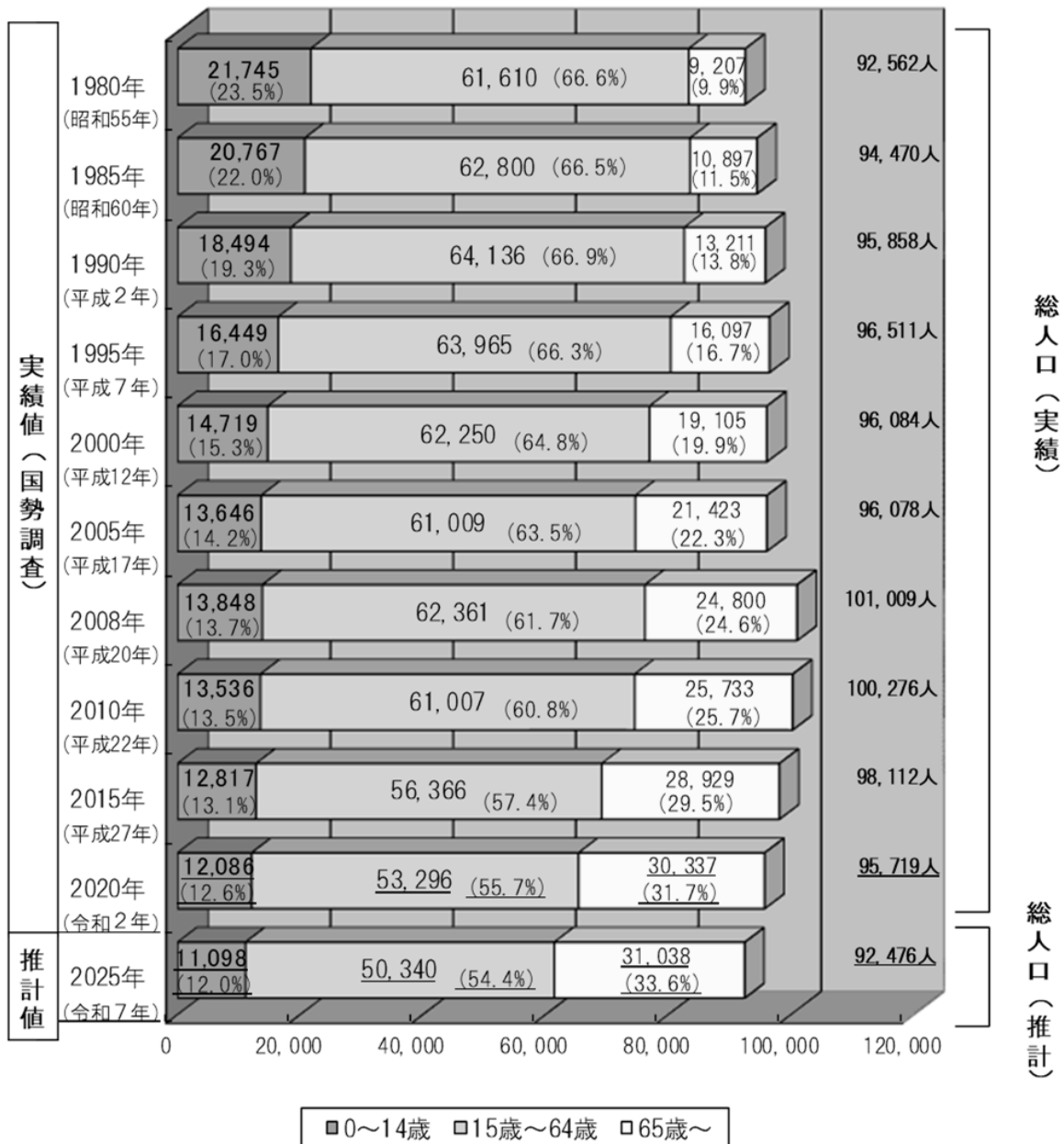


変更前



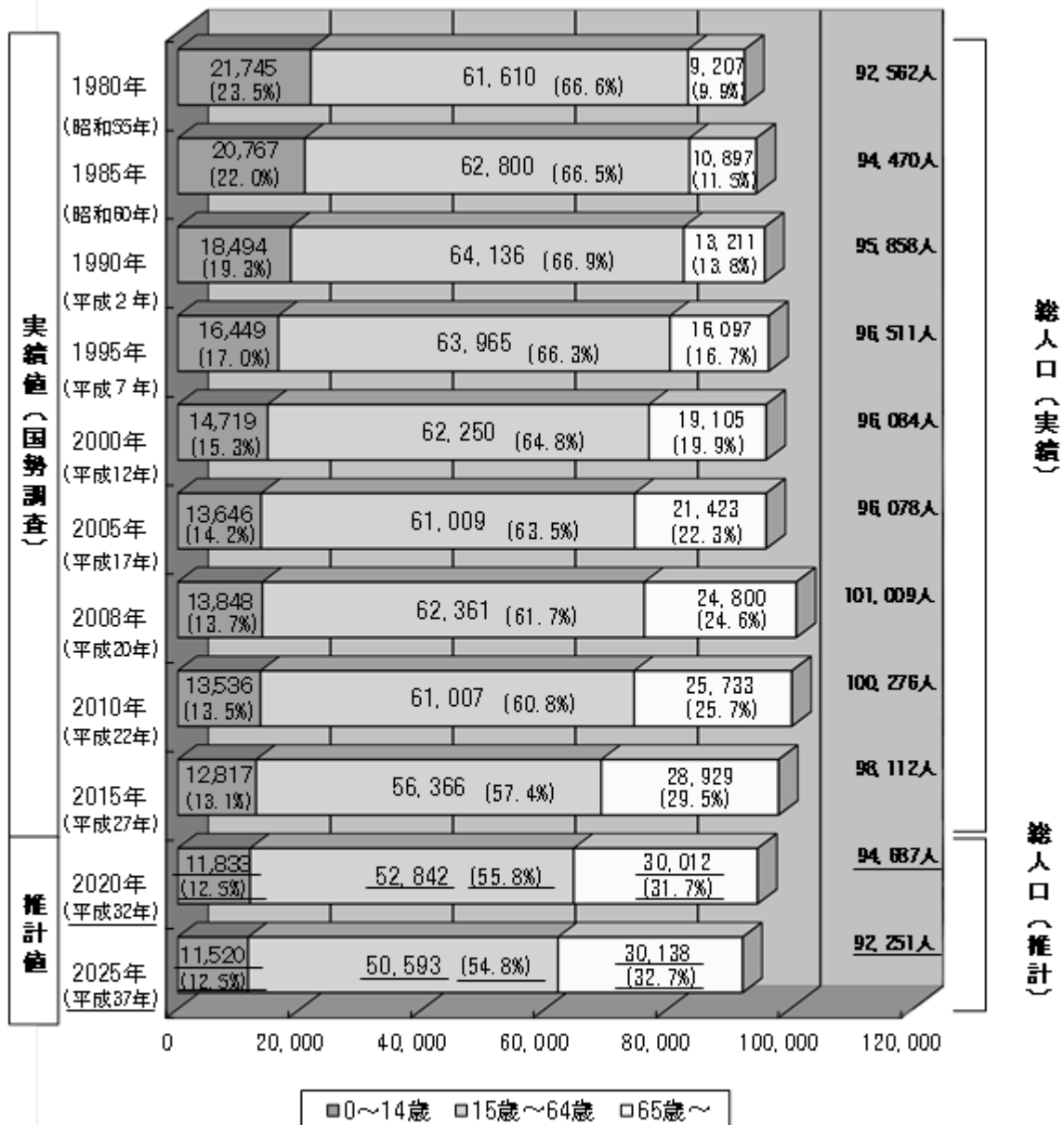
別図 2

変更後



※平成20年以降は旧川根町との合併を考慮した数字
 ※1985年、1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。

変更前



※平成20年以降は旧川根町との合併を考慮した数字

※1985年、1990年、2000年の各総人口は年齢不詳分を含む。

別図3

変更後

(単位：百万円)

○歳入

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
地方税	13,123	13,014	14,317	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,673	14,815	14,721	14,326	14,653	14,386	14,386	14,386	302,038
地方譲与税	771	1,187	415	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	362	373	390	401	408	349	349	349	9,053
利子割交付金等交付金	1,827	1,784	1,495	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,252	2,198	2,539	3,082	2,981	2,484	2,484	2,484	42,092
地方交付税	3,700	3,353	2,996	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,543	5,851	5,680	6,746	7,035	4,501	4,501	4,501	112,037
分担金及び負担金	460	881	869	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	984	863	728	756	771	1,012	1,012	1,012	21,179
使用料及び手数料	465	420	377	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	445	436	403	395	394	453	453	453	10,282
国庫支出金	3,685	3,100	3,277	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	4,328	5,429	17,827	8,624	7,907	5,227	5,311	5,397	112,582
県支出金	2,097	1,373	1,748	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	3,236	3,017	3,225	3,051	2,915	2,727	2,756	2,786	54,105
繰入金	1,759	1,068	1,030	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,384	1,891	2,889	1,289	1,837	2,155	1,186	620	23,705
地方債	2,896	2,450	2,507	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	2,976	4,547	7,927	3,980	5,690	3,404	2,900	2,900	77,724
諸収入・その他	2,072	1,974	2,487	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,185	2,372	2,034	1,856	3,034	2,035	2,035	2,035	50,366
歳入合計	32,835	30,604	31,518	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,358	41,792	58,363	44,506	47,625	38,733	37,373	36,923	815,163

変更前

(単位：百万円)

○歳入

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	計
地方税	13,123	13,014	14,317	14,981	14,741	14,397	14,496	14,281	14,399	14,465	14,291	14,576	14,611	14,448	14,561	14,548	14,301	14,354	14,386	14,386	14,386	301,062
地方譲与税	771	1,187	415	439	408	391	388	364	348	332	348	346	345	349	349	349	349	349	349	349	349	8,874
利子割交付金等交付金	1,827	1,784	1,495	1,498	1,437	1,425	1,375	1,286	1,367	1,512	2,323	2,041	2,218	2,088	2,236	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	40,816
地方交付税	3,700	3,353	2,996	4,699	5,275	5,878	6,305	6,199	6,037	5,940	6,058	5,723	5,516	5,311	4,892	4,467	4,565	4,526	4,501	4,501	4,501	104,943
分担金及び負担金	460	881	869	1,119	1,163	1,182	1,162	1,214	1,514	1,212	1,211	1,042	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	22,137
使用料及び手数料	465	420	377	520	586	560	574	697	561	557	580	500	453	453	453	453	453	453	453	453	453	10,474
国庫支出金	3,665	3,100	3,277	2,507	6,628	3,983	3,827	3,812	3,873	4,075	4,385	4,699	4,701	5,070	5,128	5,082	5,148	5,145	5,227	5,311	5,397	94,040
県支出金	2,097	1,373	1,748	2,415	2,232	2,361	2,320	2,419	2,858	2,460	2,555	2,561	2,993	2,677	2,700	2,678	2,700	2,698	2,727	2,756	2,786	52,114
繰入金	1,759	1,068	1,030	989	391	396	503	574	643	894	722	613	872	1,430	1,704	1,769	1,707	2,254	2,155	1,186	620	23,279
地方債	2,896	2,450	2,507	3,708	3,405	5,174	2,729	3,861	4,031	4,252	3,363	2,656	2,368	3,892	5,901	7,290	3,848	6,358	3,404	2,900	2,900	79,893
諸収入・その他	2,072	1,974	2,487	2,941	1,521	1,744	3,355	3,424	2,350	2,630	2,422	3,076	2,784	2,039	2,066	2,044	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035	49,104
歳入合計	32,835	30,604	31,518	35,816	37,787	37,491	37,034	38,131	37,981	38,329	38,258	37,833	37,873	38,769	41,002	42,176	38,602	41,688	38,733	37,373	36,923	786,736

別図4

変更後

○歳出

(単位：百万円)

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
人件費	5,830	5,351	5,693	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,023	5,308	5,473	5,699	5,718	5,512	5,512	5,512	125,232
扶助費	3,034	3,116	3,405	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	7,612	8,010	8,284	10,227	8,568	8,604	8,782	8,963	135,549
公債費	3,336	3,450	3,533	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,622	4,314	4,257	4,418	4,711	4,659	4,528	91,359
物件費	3,997	3,635	3,728	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,861	7,267	8,350	8,326	8,932	6,708	6,708	6,708	126,822
維持補修費	115	141	161	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	157	154	141	133	121	290	244	244	4,066
補助費等	4,587	4,244	4,148	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,388	2,615	13,364	3,274	3,696	2,819	2,860	2,860	75,416
繰出金	2,387	2,374	2,498	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,252	4,460	3,923	3,948	4,027	3,808	3,808	3,808	75,517
投資・出資・貸付金	15	15	6	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	623	874	3,989	1,066	1,306	753	800	800	14,378
積立金	1,210	79	65	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	779	951	864	1,113	1,028	0	0	0	16,647
普通建設事業費	7,319	6,655	7,305	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	4,438	6,388	8,586	4,476	8,123	5,528	4,000	3,500	121,863
歳出合計	31,830	29,060	30,542	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	36,811	40,649	57,288	42,519	45,937	38,733	37,373	36,923	786,849

※平成20年4月1日榛原郡川根町と合併

変更前

(単位：百万円)

○歳出

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	計
人件費	5,830	5,351	5,693	7,160	7,235	6,884	6,705	6,771	6,670	6,675	6,287	5,131	5,083	5,129	5,313	5,572	5,461	5,634	5,512	5,512	5,512	125,120
扶助費	3,034	3,116	3,405	3,712	3,931	5,265	5,580	5,654	5,833	6,399	6,627	6,693	7,250	8,255	8,366	8,292	8,436	8,430	8,604	8,782	8,963	134,627
公債費	3,336	3,450	3,533	4,684	4,309	4,083	4,526	4,506	4,521	4,506	4,506	4,659	4,553	4,678	4,636	4,440	4,383	4,672	4,711	4,659	4,528	91,879
物件費	3,997	3,635	3,728	4,798	4,972	5,110	5,335	5,332	5,395	5,585	5,736	6,598	6,741	6,957	7,132	6,773	6,712	6,700	6,708	6,708	6,708	121,360
維持補修費	115	141	161	236	235	221	213	201	222	234	226	199	178	227	218	243	262	205	290	244	244	4,515
補助費等	4,587	4,244	4,148	2,714	4,053	3,401	2,508	2,469	2,379	2,688	3,291	2,698	2,360	2,446	2,571	2,850	2,870	2,901	2,819	2,860	2,860	63,717
繰出金	2,387	2,374	2,498	3,364	3,136	3,201	3,312	3,539	3,603	3,691	4,105	4,108	4,165	4,289	4,350	3,676	3,719	3,763	3,808	3,808	3,808	74,704
投資・出資・貸付金	15	15	6	478	545	268	338	324	377	502	445	517	337	913	1,409	4,074	787	881	753	800	800	14,584
積立金	1,210	79	65	196	43	2,400	1,671	1,876	1,521	559	599	583	1,110	400	0	0	0	0	0	0	0	12,312
普通建設事業費	7,319	6,655	7,305	7,556	8,180	4,045	4,155	5,704	5,608	6,215	4,654	4,730	4,698	5,475	7,007	6,256	5,972	8,482	5,528	4,000	3,500	123,044
歳出合計	31,830	29,060	30,542	34,898	36,639	34,878	34,343	36,376	36,129	37,054	36,476	35,916	36,475	38,769	41,002	42,176	38,602	41,668	38,733	37,373	36,923	765,862

※平成20年4月1日篠原郡川根町と合併